

## 計画の進行管理

計画の進行管理については、目標に対する達成状況を把握するとともに、各年度の進行状況を調査・分析し、その時点におけるさまざまな要因による変化や国の動向等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

県障害者施策審議会、県発達障害者支援体制整備推進協議会、県障害者雇用促進連絡会議、県特別支援教育連携協議会などの関係会議等で、進捗状況の確認や評価を実施することで、PDCAサイクルによる計画の進行管理を確実に進めていきます。

## 関係機関と連携した就労支援

### 1 一般就労に向けた関係機関との連携

#### 1 一般就労に向けた特別支援学校と関係機関等との連携

- 「就労支援推進委員会(仮称)」の設置による新たな就労支援システムを構築します。
- 「職場実習のための事業所面談会」の積極的な活用により、新規実習先を開拓します。

#### 2 地域の関係機関とのネットワークの構築

- 障害者就業・生活支援センター主催の「ネットワーク会議」で関係機関とより一層深い連携を図ります。
- 個別移行支援計画の活用による卒業後の継続的な支援を行います。

#### 3 高等学校等に在籍する発達障害等の生徒における関係機関との連携

- 「地域若者サポートステーション事業」等を活用した就労支援を推進します。
- 各地区の特別支援学校との連携による具体的で充実した進路指導を推進します。



### 2 福祉就労に向けた障害者支援施設等との連携

- 障害者就業・生活支援センター主催の「ネットワーク会議」で情報を共有します。
- 個別移行支援計画を活用した卒業後の生活への円滑な移行と職場定着を図ります。

### 3 就労先の開拓(職域の拡大)

- 「あいち夢はぐくみサポーター」による就業体験等の受入先の増加と障害者雇用の理解啓発を図ります。
- 「県の機関における知的障害者インターンシップ事業」等での就業体験先の職域の拡大を図ります。

## 関係機関等の連絡先

**障害者就業・生活支援センター** ◆雇用・保健・教育等の連携の拠点となって就業支援及び生活支援を行います。

圏域	電話番号	圏域	電話番号	圏域	電話番号
尾張北部	0568-88-5115	名古屋	052-908-1022	西三河南部東	0564-27-8511
尾張東部	0561-54-8677	海部	0567-22-3633	豊橋	0532-69-1323
尾張西部	0586-85-8619	知多半島	0562-34-6669	東三河北部	0536-24-1314
尾張中部	0568-68-6010	西三河北部	0565-36-2120		

**障害者職業センター** ◆地域のハローワーク等と連携して、就職に関する相談、職場定着援助などを行います。

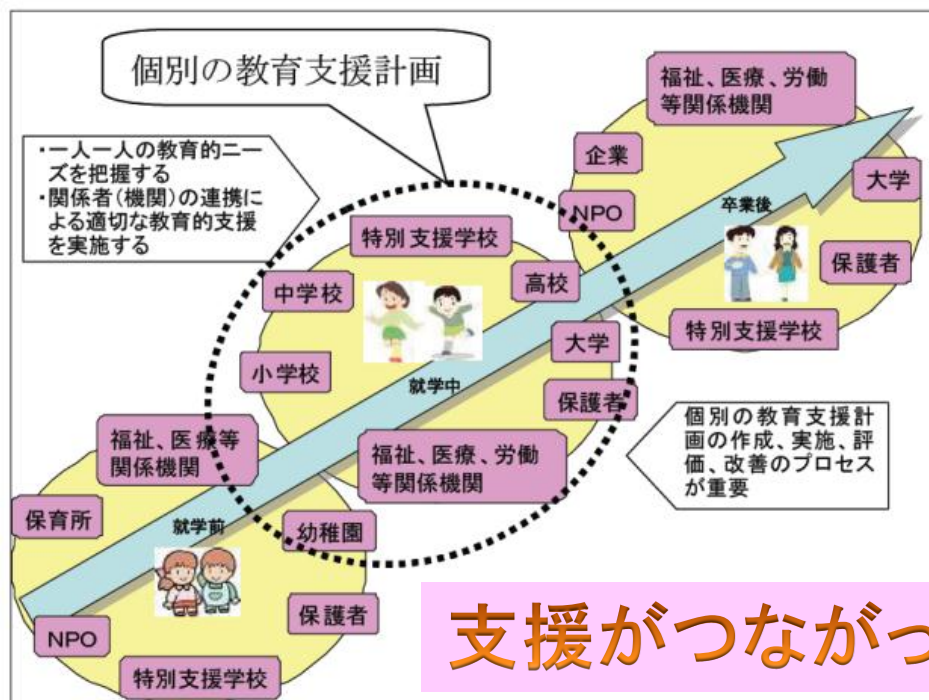
名称	電話番号	ファックス番号	住所
センター本所	052-452-3541	052-452-6218	名古屋市市中村区椿町1-6 井門名古屋ビル4階
豊橋支所	0532-56-3861	0532-56-3860	豊橋市駅前大通1-27 MUS豊橋ビル6階

**あいち夢はぐくみサポーター** ◆児童生徒の体験活動を応援して下さる事業所を紹介しています。

URL	<a href="http://www.pref.aichi.jp/kyoiku/kotogakko/hagukumi/">http://www.pref.aichi.jp/kyoiku/kotogakko/hagukumi/</a>
-----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

# 特別な支援を必要とするお子さんの保護者の皆さんへ

「個別の教育支援計画」を活用して支援の情報を引き継ぎましょう。



## 「個別の教育支援計画」とは

障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下に、福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために、障害のある児童生徒一人一人について作成する支援計画です。

支援が繋がっていきます。

Q 私の子どもには個別の教育支援計画を作ってくれるのですか？

A 作成の対象は特別な教育的支援が必要な子どもたちです。特別支援学校に通うお子さんだけでなく、特別支援学級や通常の学級で勉強している特別な教育的支援が必要なお子さんも対象となります。

Q 誰がどうやって作ってくれるのですか？

A 担任や特別支援教育コーディネーターが保護者の方や本人の希望を伺い、共通理解を図りながら作成していきます。お子さんに特別な支援が必要な場合は、園や学校の担任の先生に相談してみてください。一緒に必要な支援を考えていきます。

Q 個別の教育支援計画を作ると、どんなよいことがあるのですか？

A お子さんにとって必要な環境の整備や授業の中での配慮すべきことを担任等と一緒に考えて、支援の方法などを記載します。そのことで、必要に応じた支援を受けることができ、お子さんが安心して園や学校での生活を送ることができます。また、学校以外の福祉施設や医療機関などと連携した支援ができるようになります。

Q 中学校や高等学校にも個別の教育支援計画を引き継いだ方がよいのですか？

A 高等学校などの進路先に支援情報が引き継がれることは、お子さんにとって最も良い学習環境や授業での配慮などを検討する際の貴重な情報となります。新しい学校生活を安心してスタートするためにも、個別の教育支援計画を使って、必要な支援に関する情報を伝えていきましょう。

※ 特別な支援が必要な方が公立高等学校を受検する場合、受検上の配慮に関する申請書が提出されると別室受検等の受検上の配慮を受けることができます。また、そのうち希望する方は、中学校生活の状況や志望の動機などを記載する「自己申告書B」を提出できます。詳しく知りたい方は、中学校の先生に相談してください。